

○募集要項7 委託対象外経費の部分に「飲食費（弁当・茶果等）」とありますが、セミナー参加者への飲料水の配布を行なう場合は、飲料水を委託業務に直接関係のある経費として扱ってよろしいでしょうか。

回答 セミナー参加者への飲料水の配布のための費用は委託対象外経費となります。

○情報交換会について、想定されている開催時間（所要時間）はございますでしょうか。

回答 あらかじめ想定する開催時間はありません。開催内容を踏まえ決定する予定です。

○仮に委託業務が令和5年2月以前に終了した場合、例えば12月中や1月中に実績確認（検査完了）→令和5年3月以前の精算払いとしていただくことは可能でしょうか。

回答 委託料は、県と委託事業者で締結する委託契約書に基づきお支払いします。

○企画提案審査会への参加人数に制限はありますか。

回答 参加人数に制限を設ける予定です。企画提案審査会の開催案内時にお示しします。